

令和 8 年度新濃尾（二期）地区
新木津用水路施設管理図作成業務

特 別 仕 様 書

東海農政局
木曾川水系土地改良調査管理事務所

第 1 章 総 則

（適用範囲）

第 1 条 この特別仕様書は、令和 8 年度新濃尾（二期）地区 新木津用水路施設管理図作成業務（以下「本業務」という。）に適用するものとする。

2 本業務は、用地調査等共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）によるほか、この特別仕様書により実施するものとする。

（業務概要）

第 2 条 本業務の概要は、次のとおりである。

（1）目的

本業務は、新濃尾（二期）農地防災事業により整備した新木津用水路について、土地改良施設整理台帳付属図面の作成を行うものである。

（2）場所

本業務において対象とする新木津用水路は、愛知県小牧市及び春日井市地内である（別添位置図のとおり。）。

（3）調査区域（業務対象区間）

別添位置図のとおり。

第 2 章 貸与資料等

（貸与資料等）

第 3 条 本業務実施のために次の資料を貸与する。なお、貸与資料は、原則として初回打合せに一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合を除き、完了検査時まで一括返納しなければならない。

資 料	数 量	備 考
新木津用水路関係工事完成図面データ 令和 2 年度～令和 5 年度成果物 9 件	一 式	
令和 5 年度 新濃尾（二期）地区 新木津用水路施設管理図等作成業務成果物	一 式	
新木津用水路関係工事完成図面印刷製本物	一 式	
その他必要な資料	一 式	

第 3 章 作業項目及び内容

（作業項目及び数量）

第 4 条 本業務の作業項目及び数量は、次のとおりである。

作 業 項 目	数 量	備 考
作業計画の策定	1 業務	
作業準備	9 件（工事）	

現地踏査（水路・道路等）	1.96km	
土地改良施設整理台帳（工作物の部） 関係図面の作成（施設管理図）	15枚	
土地改良施設整理台帳（工作物の部） 関係図面の作成（構造図）	178枚	

（指示事項）

第5条 作業項目ごとの指示事項は、次のとおりである。

（1）「土地改良施設整理台帳付属図面」の作成にあたっては、「国営造成施設の戦略的保全管理のための情報整備についての細部運用について」（平成24年11月20日農村振興局整備部長通知）における「別添2 土地改良施設整理台帳付属図面等作成要領」を参考に行うものとする。（別添）参考資料として添付。

（2）土地改良施設整理台帳（工作物の部）関係図面の作成（施設管理図）

- ① 縮尺は縦1/100、横1/500（平面図含む）を基本に作成する。
- ② 工事の工事完了図面等の集合・修正等により作成する。
- ③ 図面一葉に、平面・縦断・横断・構造等、必要な事項を記入する。ただし、記入できない事項等は別葉とする。
- ④ 縦断表帯部には勾配、水路形式、水路底高・管中心高、地盤高、追加距離、測点、曲線を表示する。
- ⑤ 縦断表帯部の水路形式には水路構造を表示し、管水路にあつては基礎構造を併せて表示（施工支持角及び材質・工法）し、別途標準断面の区間を付記し、表示する。
- ⑥ 縦断図では管水路本体のほか、弁室や管理施設（制水弁や空気弁等）を表示する。
- ⑦ 方位、縮尺、工事名、実施設計業務名、施工年度、施工延長、工種の概要（例：暗渠）等の区間情報及び請負者を付記し、表示する。
- ⑧ 図面のサイズはA1版を基本として作成する。

（3）土地改良施設整理台帳（工作物の部）関係図面の作成（構造図）

工事図面CADデータ（P21形式及びDWG形式）があり、それらを元に削除、追加等を行うもので、主な作業内容としては次のとおり。

- ① 図面のタイトルボックスの修正
- ② 図面中央部上に名称削除又は追加（1枚当たり各10文字程度を想定）
- ③ 枠線太さの統一
- ④ 記号及び文字等の削除、追加（1枚あたり各40文字程度を想定）
- ⑤ 詳細図等の配置変更、不要部分の削除等配置変更は、図面中の詳細図、拡大図等を複写、貼付けを想定。
- ⑥ 着色範囲の変更または追加、文字の着色、線の太さ変更等
- ⑦ 図面のサイズはA1版を基本として作成する。

第4章 成果物

（成果物等）

第6条 提出する成果物及び提出部数等は、次のとおりである。

成 果 物		数 量	装 丁 等
(1)完了図書（図面）	電子データ	正副2部	C D - R 等
	書 面	1 部	綴じ込み（A4版）

	図 面	1 式	綴じ込み（A3版）
--	-----	-----	-----------

注 1：成果物（1）完了図書（図面）「電子データ」とは、PDFファイル及びCADデータを想定している。

2：成果物の「書面」とは、電子データを紙に印字したものである。

2 成果物は市販ファイル（長期使用に耐えられるもの）綴じとする。

3 成果物の提出先は、東海農政局木曽川水系土地改良調査管理事務所とする。

第 5 章 その他

（管理技術者及び打合せ）

第 7 条 管理技術者の要件は、共通仕様書第 1 章第 8 条 3 によるものとする。

ただし、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 85 条の基準に基づく価格（以下、「調査基準価格」という。）を下回る価格で契約した場合には、管理技術者は屋外で行う調査の実施に際して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。

なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。

2 本業務の実施にあたっては、次の段階で打合せを行うものとし、管理技術者を含めて 3 名の担当技術者が出席するものとする。また、打合せの場所は東海農政局木曽川水系土地改良調査管理事務所とする。

（1）着手時前

（2）中間打合せ 2 回

（3）成果物納入時

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合には、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。その際、管理技術者は、共通仕様書第 2 章第 42 条に定める作業計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

（低入札価格契約における第三者照査）

第 8 条 調査基準価格を下回る価格で契約した場合には、受注者は「業務請負契約書第 11 条照査技術者」及び「共通仕様書第 1 章第 9 条 照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査（以下、「第三者照査」という。）を実施しなければならない。

2 第三者照査を行う企業に要求される資格

（1）予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 98 条において準用する予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当していないこと。

（2）令和 7・8 年度競争参加審査申請の定期受付において、申請を行い受理されている者で、東海農政局における測量・建設コンサルタント等契約に係る令和 7・8 年度一般競争（指名競争）参加資格のうち「A 等級」の認定を受けていること。

（3）東海農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

（4）共通仕様書第 1 章第 30 条守秘義務を遵守できるものであること。

（5）中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。

なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

①資本関係

（ア）親会社と子会社の関係にある

（イ）親会社を同じくする子会社同士の関係にある

②人的関係

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている

3 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格

第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。

○ 照査技術者と同等の当該業務部門の業務実績を有する者

○ 照査技術者と同等の技術者資格を有する者

4 照査技術者の通知

受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。

5 照査計画

受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて作業計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。

また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。

6 報告書原稿作成段階時打合せへの立会い

特別仕様書第7条の業務打合せに示す打合せのうち、成果物とりまとめの段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。

7 第三者照査の照査技術者のA G R I S登録

共通仕様書第1章第12条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス(A G R I S)の登録にあたっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。

8 契約不適合責任

引き渡された成果物が契約の内容に適合しないものであるときは、業務請負契約書第41条のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。

(業務スライドの試行)

第9条

- 1) 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて(試行)」(令和7年12月17日付け7農振第2167号農村振興局整備部設計課長通知)に基づく試行業務である。
- 2) 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不相当となったと認めたときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。
- 3) 発注者又は受注者は、2)の規定による請求があったときは、変動前残業務費(業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後残業務費(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前残業務費の1000分の15を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。
- 4) 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 5) 2)の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、2)中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。
- 6) 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、2)～5)の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。
- 7) 6)の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して

定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

8) 4) 及び7) の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が2)、6) の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

9) 業務スライドの試行に係る運用については、1) に記載の通知に基づくものとする。

(保険加入)

第10条 受注者は、共通仕様書第1章第37条に示されている保険に加入している旨を作業計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があつた場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

(契約変更)

第11条 業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第4条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- (2) 第5条に示す「指示事項」に変更が生じた場合
- (3) 第6条に示す「成果物等」に変更が生じた場合
- (4) 第7条第2項に示す「打合せ」に変更が生じた場合
- (5) 履行期間の変更が生じた場合
- (6) その他

(疑義)

第12条 本特別仕様書に定めなき事項及びこの業務の実施にあたり、疑義が生じたときは必要に応じて監督職員と協議するものとする。

土地改良施設整理台帳付属図面等作成要領

1. 全般

土地改良施設に関する土地改良施設整理台帳付属図面(以下「付属図面」という。)の作成にあたっては、財産管理の視点に加え、農業水利施設が国民の食料を支える基本インフラとの認識の下、リスク管理を行いつつ、施設のライフサイクルコストを低減し、施設機能の監視・診断、補修、更新等を機動的かつ確実に行う戦略的な保全管理(ストックマネジメント)の視点を取り入れたものとする。また、東日本大震災の経験を踏まえ、国の職員による応急対応や災害発生時における二次被害防止の視点及び農業水利施設機能の迅速かつ効率的な復旧の視点も取り入れる。

本要領では各施設管理図等付属図面の作成目的・作成方法及び留意点を示す。

2. 作成にあたっての留意点(共通事項)

- ・ 付属図面の原本は電子化図面データの作成要領(案)等の定めに従って作成する。
- ・ 施設別の付属図面では表題欄に施設名称と施設番号(農業水利ストック情報データベースで使用する番号)を表示する。
- ・ 工事成果を用いる場合、最終契約図面の集合・修正等により作成する。なお、ひとつの施設がいくつかの工事では整備される場合でも工事完了の都度に整備を進めることとする。
- ・ CADデータのある付属図面にあっては、GISへのデータ移行や再利用を考慮し、CAD情報や公共座標情報の保持に努めるものとする。なお座標を表示する場合は、測地系の種類(世界測地系(日本測地系2000)は日本測地系など)を表示する。
- ・ CADデータのない付属図面にあっては、スキャンニング等により図面データの作成を行う。その場合のファイル形式はPDFもしくはTIFFとし、解像度は200dpiとする。
- ・ 付属図面は「現場業務電子化支援システム(エクスプレス(EXP))運用規程」に基づき、現場業務電子化支援システム(EXP)へ登録するものとする。
- ・ 線的な施設で測点を表示する場合、始点から終点まで一連の測点番号とする。
- ・ 図面番号は図面内容に応じて一連の番号を記載する。
- ・ 副本は、A2 版の付属図面を二つ折りにして、施設系を「施設管理図」、用地系を「用地管理図」として製本し(図面は適宜縮小する)、保存に耐える表紙に施設名及び施設番号を記載する。
- ・ なお、「施設管理図」は、全体位置図・施設図郭割図・水路路線図・水理縦断図・施設管理図、「用地管理図」は、全体位置図・施設図郭割図・用地管理図として区分する。
- ・ 本要領は付属図面の作成にあたっての原則を示すもので、より有用な情報提供や効率的な作成を妨げるものではない。

3. 各図面の作成要領

下表の付属図面の作成要領によるほか、例図を付記した。

表.各図面の作成要領

図面名称 及び記載情報	作成要領	留意点
1. 施設・用地管理図共通関係（例：管水路）		
(1) 全体位置図 <ul style="list-style-type: none"> ・ 主要施設の位置 ・ 主要施設の名称・施設番号 ・ 受益範囲 ・ 地形図(5万分の1程度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の事業概要図等を流用し作成する。 ・ 縮尺は1／25,000～1／100,000 とし、国土地理院が提供する地形図上に表示する。 ・ 市町村界及び名称、主要幹線道路(高速道路、国道、主要地方道など)は地形図とは別に作成する等して強調表示する。 ・ 方位、縮尺を表示する。 ・ 位置図として当該図面の範囲を県単位の白図上に表示する。 ・ 記載する施設は土地改良施設整理台帳に記載の全てを網羅し、かつ同一図面上に表示する。 ・ 事業(地区)及び施設名称は土地改良施設整理台帳と同一とし、施設番号を付加する。 ・ 他事業(地区)の関連する重要施設(水源とするダム等)を表示する。 ・ 当該事業(地区)の受益範囲を種別(水田、畑など)に表示する。 ・ 図面の見方、施設の種別等を説明する凡例を表示する。 	<p>事故時には地区の施設に不詳な者も含め、迅速に地区概要を理解し対応業務に携わる必要がある。このため、事業(地区)名、事業番号、施設名称、施設番号、位置(レイアウト)を表示し、地区概要及びDB等により情報検索が行える情報提供を目的とした、全体位置図を作成する。</p> <p>一見して地区の概要が分かることが重要となることから、最も一般的な国土地理院の地形図に主要施設及び受益範囲を表示し、土地改良施設整理台帳との整合をとりつつ、EXPやストックDBを利用して、さらなる情報収集を行う場合に必要となる施設名称、施設番号を表示する。</p>
(2) 施設図郭割図 <ul style="list-style-type: none"> ・ 水路路線図、施設管理図、用地管理図の図郭割 ・ 施設全体の位置・名称 ・ 地形図(2万5千分の1程度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水路別に作成する。 ・ 縮尺は1／5,000～1／50,000 とし、施設全体が1枚の図面に収まるよう作成する。 ・ 水路等の路線位置、水路路線図、施設管理図、用地管理図の図郭割及び図面番号を表示する。 ・ 方位、縮尺を表示する。 ・ 図面の見方を説明する凡例を表示する。 	<p>事故発生時には、その箇所の施設全体における位置や、現場への概略移動距離が把握できる図面が必要である。また、より詳細な情報は水路路線図、施設管理図、用地管理図に表示されており、該当図面を迅速に検索する必要がある。このため、地形図上に水路路線全体を表示し、水路路線図、施設管理図及び用地管理図の図郭割を追加表示した施設図郭割図を作成する。</p> <p>本図面では、より詳細な情報を表示する水路路線図、施設管理図、用地管理図の図郭を示すことが重要であることから、制水弁等の管理施設の位置や測点の表示は行わない。</p>
2. 土地改良施設整理台帳(工作物等の部)関係図面(例：管水路)		
(1) 水路路線図 <ul style="list-style-type: none"> ・ 水路の位置・レイアウト ・ 管理施設等の名称・位置 ・ 地形図(5千分の1程度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設別に作成する。 ・ 1／5,000～1／10,000 地形図等に水路等の路線、管理施設、図郭及び図面番号を表示する。 ・ 管理施設では統一したルールにより管理番号を記入する。(例：花房1号幹線水路の10番目の空気弁：H1－A－10) ・ 保全管理に有用な情報として、路線分岐及び施設の概略構造(水の流れや制水、排泥、人孔管の位置把握等)を表示する。縮尺上表現できない場合や複雑な施設では、施設レイアウト等をバルーン等により追加、補足文を加える等の工夫を行う。 ・ 方位、縮尺を表示する。 ・ 経度・緯度を30秒毎に表示し、主要施設にも経度・緯度を表示する。 ・ 図面の見方を説明する凡例を表示する。 	<p>水路路線図は施設の保全管理上、平面的な状況把握の基本図面となるものである。</p> <p>事故時には地区の施設に不詳な者を含め、当該箇所の状況や施設の詳細な位置や分岐などのレイアウトを把握し、かつ現地に向かい照らし合わせることが可能な地図が必要である。このため、詳細な地形図上に水路路線に加え制水弁や空気弁等の管理施設、分岐等のレイアウトを表示した水路路線図を作成する。</p> <p>地図としての役割を担うことから、使用する地形図等は建造物、圃場、道路が表示された、なるべく最新のものが望ましい。</p> <p>保全管理に必要な施設の平面的な把握は本図面のみでまかなえるよう作成する。</p>

図面名称 及び記載情報	作成要領	留意点
(2) 水理縦断面図 <ul style="list-style-type: none"> 水路の縦断線形 管理施設等の縦断方向の位置(標高) 静水位 管種・口径の区間、延長 工事の請負者・区間 	<ul style="list-style-type: none"> 施設別に作成する。 縮尺は縦1／1,000、横1／10,000 を基本になるべく少数枚とする。 施設管理図より水路の縦断線形(管中心)及び施設位置を読み取り作成する。 施設については保全管理に有用な情報(人孔管の有無等)を表示する工夫をする。 全ての変化点を 0.01m 単位以上の精度で表示・網羅する。(施設管理図がCADで作成されていれば縦断図から複写が可能、他に追加距離及び標高を表計算ソフトに入力し、そのデータからCADにより図形を描くことも可能) 施設を表示し、管理番号(水路路線図と同じ)及び標高(設置位置の管中心)を表示する。 市町村界及び主要公共物(主要道路の縦横断、河川の横断、鉄道横断等)、工事請負者を表示する。 地盤高については管水路との混同を避けるため表示しない(施設管理図で把握する)。 	<p>水理縦断図は施設の保全管理上、縦断的な状況把握の基本図面となるものである。</p> <p>管水路において漏水事故があった場合、当該箇所の上流(場合によって下流も)の制水弁を全閉し、適切な箇所から、適切な量の排水作業を行う必要がある(充水時でも同様)。また、日常管理においても主要公共物(国道等)付近の水圧や施設配置の把握がリスク管理の視点から大切である。</p> <p>このためには長い区間の正確な水路縦断と、管理施設や主要公共物の位置が分かる図面が必要であり、水理縦断図として作成する。(例図ではA2横サイズの図面に、上下2段を表示し10kmを網羅)</p> <p>なお、地盤高や空気弁本体の標高情報等、詳細情報は施設管理図や構造図で情報提供する。</p> <p>市町村界、河川横断、工事請負者等の表示は通水試験時や事故時の連絡等に有用である。</p>
(3) 施設管理図 <ul style="list-style-type: none"> 管水路の位置、標高、管種・管径、土被り、基礎 測点、追加距離 地形図(5百分の1程度) 水路分岐、管理施設等のレイアウト 埋設状況(標準断面図) 工事及び実施設計業務の区間、件名、請負者 	<ul style="list-style-type: none"> 縮尺は縦1／100、横1／500(平面図含む)を基本に作成する。 工事の最終契約図面の集合・修正等により作成する。 縦断表帯部には測点、追加距離、地盤高、管中心高、土被り、管種管径、勾配は必須表示とする。 縦断表帯部の管種管径には基礎構造を表示(施工支持角及び材質・工法)し、別途標準断面を区間を付記し表示する。 縦断図では管水路本体のほか、弁室や管理施設(制水弁や空気弁等)を表示し、水路路線図と同じ管理番号を旗揚げし表示する。 工事名、実施設計業務名について区間情報と請負者を付加し表示する。 保全管理に有用な情報(人孔管の有無等や施設レイアウト)を表示追加する。 方位を表示する。 	<p>施設管理図は施設の詳細情報を把握する図面である。</p> <p>管水路に漏水事故があった場合、その原因調査、対策検討では管種、管径、埋設方法、土被り、上物等の情報が必要である。また、実施した工事名により使用材料等の工事の詳細、実施設計業務から構造計算、スラスト力対策等の情報を得ることは、より調査検討のほか、機能診断調査に有用であるため、工事・設計業務名とその請負者名について区間情報を付加し表示する。</p> <p>施設管理図は管水路本体の状態を最も詳細に情報提供するもので、工事の最終契約図面を用いて作成することが重要である。なお、出来高資料はEXPへ工事成果として保管する。</p> <p>また、管水路を改めて掘削する場合には、当該管水路の埋設状況の情報(基礎材、矢板、浅埋等)が有用であり、基礎構造の表示に加え、標準断面図を区間情報とともに表示する。</p> <p>なお、必要に応じて、施設管理図と用地図管理図の重ね図を参考図として作成するものとする。</p>
(4) 管割図 <ul style="list-style-type: none"> 管水路に実際に使用された管材や弁類の配管、型式、形状 工事名、請負者、納入者(メーカー名) 	<ul style="list-style-type: none"> 工事における電子納品物において「打合せ簿フォルダ」等に保管されている承諾された管割図を修正し工事の最終形を表示する。 使用している材料(弁類や流量計等も含む)が特定できる型式名や管種・管厚・口径や管体外面の被覆情報等を表示する。 表記方法については各材料のルールによるものとする。 (例) ダクタイル鋳鉄管 日本ダクタイル鉄管協会規格 JCPA G 1027 測点において IP は必ず表示する。 該当する施設管理図の番号、工事名、請負者名、材料の納入者名(メーカー名)を表示する。 	<p>管割図は管水路に使用された最終の材料を把握する図面である。</p> <p>管水路に漏水事故があった場合、その原因調査、対策検討には、実際に使用された管材料の型式、形状、メーカー等の材料を特定できる情報が有用である。また、工事名、請負者、納入者(メーカー名)情報は、緊急の対策工事時の材料手配等で有用であるため、これらの情報も表示する。</p>

図面名称 及び記載情報	作成要領	留意点
(5) 構造図 <ul style="list-style-type: none"> 施設の構造・配置・寸法 保全管理に有用な情報 	<ul style="list-style-type: none"> 工事の最終契約図面の修正等により作成する。 管水路の標準断面図、管理施設（ファームポンド、調圧水槽等を含む）の平面図、断面図、構造図等を作成する。 表題欄（右下）の図面名には、図面名称に施設名及び水路路線図と同じ管理番号を表示する。 保全管理に有用な情報（制水弁、流量計の位置、水流の方向等が表示された施設レイアウト等）を表示する。 制水弁等、操作が必要な管理施設では、操作が電動か手動か、電動の場合では中央の管理所でも操作可能か、手動ではハンドル付なのか開閉器具が別途必要か、回転方向、開閉器具の所在等の情報を表示する。 	<p>構造図等は管水路施設の詳細を把握する図面である。</p> <p>事故時や機能診断調査では当該施設の状況をできるだけ詳細に把握する必要があるため、管水路の標準断面図、管理施設（ファームポンド、調圧水槽等を含む）の平面図、断面図、構造図等を作成する。</p> <p>完了時の施設状態を全て網羅していること、保全管理に有用な情報を表示することに留意する。</p> <p>例えば管路本体と弁室の工事を先行し後日、空気弁等を設置した場合でも、構造図等では両方が記載されている必要がある。</p>
3. 土地改良施設整理台帳(土地の部・権利の部)関係図面(例:開水路)		
(1) 用地管理図 <ul style="list-style-type: none"> 市町村～地番 面積、隣接地番、所有者、境界杭の位置 土地取得等の権利区分 	<ul style="list-style-type: none"> 施設別に作成する。 1／500 とする。但し、これにより難しい場合は適宜変更できるものとする。 用地実測平面図（最終確定図面）の集合・修正等により調整する。（施設別に始点から終点までの連続した一連の図面とする） 方位、市町村～地番、面積、隣接地番、所有者、境界杭の位置、その他必要事項を表示する。 取得等の土地について、取得・権利設定・占使用等それぞれの権利の表示をする。 境界杭の位置の明示については、杭の位置・杭ナンバーを表示する。 基準点（既知点）の位置及び点名を併せ表示する。 境界杭の位置の明示のための座標（直角座標系）を記載した座標一覧表を表示する。但し、座標がない（過去に測量した図面）場合には省略できるものとする。 図面の見方を説明する凡例を表示する。 その他必要な事項について表示する。 副本では取得・権利設定・占使用等それぞれの権利別に着色する。 	<p>用地管理図は施設用地及び施設保護を目的とした権利設定の平面的な状況把握の基本図面となるものである。</p> <p>用地管理図は施設の事故や改修、調査等の業務にあたって、施設用地、及び権利設定箇所、用地境界を現地において確認できることが重要である。</p> <p>境界杭が何らかの原因で消失した場合を想定し、杭の公共座標一覧を表示する。</p> <p>なお、測量簿（観測手簿、観測記簿、計算簿、成果表、点の記を含む）、境界確認に必要な用地実測図（境界確認の押印を得たもの）は保管し施設管理者へ引き継ぐこと。</p>
4. 他目的使用・兼用工作物に関する図面		
<ul style="list-style-type: none"> 内容 使用者、目的、使用期間 	<ul style="list-style-type: none"> 施設管理図及び用地管理図にその内容を記載することとする。 なお記載する場合、表題欄の図面名で「（他目的使用を含む）」等と表示する。 但し、施設管理図及び用地管理図にその内容を表示することができない場合は、別途作成する。但し、これにより難しい場合は適宜変更できるものとする。 作成要領は、施設管理図又は用地管理図に準じ作成することとする。 	<p>他目的使用・兼用工作物の内容を把握する図面である。</p> <p>当該施設が該当する施設であること、内容（使用者、目的、使用期間等）を表示することに留意する。</p>

図面名称 及び記載情報	作成要領	留意点
<p>5. その他参考図面（例：管水路）</p> <p>施設の事故発生時、応援派遣者等が当該水利施設全体構成の迅速な把握や管理施設を実際に操作するために、必要に応じて参考図面を作成し、施設管理図に追加する。</p> <p>以下に参考となる事例を紹介する。地区状況に応じて適宜表示する内容を変更するなど、工夫するものとする。</p>		
<p>(1) 管理用設備模式図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区の管理用設備全体像 ・管理用設備の位置・名称 ・遠方監視・制御の対象施設 ・横断構造物（河川、水路、道路、鉄道、上下水道）との深さ関係・位置 	<ul style="list-style-type: none"> ・一連の水路系統毎に一連の水路系統が、A3サイズ1枚に収まるように模式的に表示する。 ・分木工・合流工等の位置・名称、排水(泥)工の位置・名称、各分木工等に設置してあるバルブ・ゲート類、マンホール、空気弁等の管理用制御設備の位置・名称を表示する。 ・遠方監視・制御の対象設備を表示する。 ・パイプライン施設の場合、管径についてはできるだけ表示する。 ・サイホン部、水管橋部等の位置が把握できるように横断構造物(河川、水路、道路、鉄道、上下水道等)との深さ関係を表示ラインの交差具合で表示する。 ・図面の見方を説明する凡例を表示する。 ・使用するソフトウェアの選定にあたっては、施設管理者が通常管理において有用な情報を随時追加できるよう配慮する。 	<p>事故発生時には、応援派遣者等が当該水利施設の全体構成を迅速に把握し、施設管理者とのコミュニケーションを円滑に行う必要がある。特にパイプライン施設の場合は、制水機能を有する設備、排水(排泥)機能を有する設備、管路内への進入可能設備(マンホール、空気弁)等の管理用制御設備に関する各設備位置、各設備の上下流関係等の情報を迅速に情報共有する必要がある。</p> <p>このため、管理用制御設備の情報を模式的に表示したコンパクトな図面を作成する。</p> <p>本図面では一般的な地区概要図や用水管理システムの模式図では表示されない設備レベルの情報を表示し、施設管理者、関係機関、応援派遣者等が当該水利施設の全体構成についての共通イメージを持てるよう留意し作成する。</p>
<p>(2) 管理設備調書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理施設（分木工、制水弁工、排泥（水）工、空気弁等）の詳細情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・分木工每など、関連する設備毎に1枚、A4版で作成する。 ・施設に直ぐに向かえるよう経度緯度を表示、あるいは道路状況が把握できる図に設備位置を表示する。 ・埋設あるいは積雪時の設備でも位置が特定できるよう、周辺建物等が入った写真を表示する。 ・水路と流れの方向の情報に加え、施設状況を知らせる流量計、操作を行う制水弁やゲート等の位置をレイアウト図や補足説明の形で表示する。 ・操作に必要なハンドルの有無、開閉器の所在、操作方向等の情報を表示する。 	<p>事故発生時には、施設管理者が案内等の対応ができない状況下で、当該水利施設について全く知識を有しない応援派遣者等が、単独で各設備位置へ行き調査や操作を行う場合がある。</p> <p>このため、各設備位置への道案内、調査や操作に必要な情報が記載された調書を作成する。</p> <p>管理用設備の操作を行うにあたっては、水利システム全体を統括する者の下、施設及び受益の状況、水利システム全体の知識をふまえて操作を行う事が必要で、本資料により関係者の円滑な情報共有が可能となる。</p>